9　（略）

10　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注３を算定している場合は、算定しない。

(1)　夜勤職員配置加算(I)　13単位

(2)　夜勤職員配置加算(II)　18単位

(3)　夜勤職員配置加算(III)　15単位

(4)　夜勤職員配置加算(IV)　20単位

11～18　（略）

ハ　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

ニ　在宅中重度者受入加算

注　指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ　看護体制加算(I)又は(III)イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算(II)又は(IV)イ若しくはロを算定していない場合に限る。）　421単位

ロ　看護体制加算(II)又は(IV)イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算(I)又は(III)イ若しくはロを算定していない場合に限る。）　417単位

ハ　看護体制加算(I)又は(III)イ若しくはロ及び(II)又は(IV)イ若しくはロをいずれも算定している場合　413単位

ニ　看護体制加算を算定していない場合　425単位

ホ　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　認知症専門ケア加算(I)　３単位

ロ　認知症専門ケア加算(II)　４単位

ヘ　（略）

ト　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

6　（略）

7　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1)　夜勤職員配置加算(I)　13単位

(2)　夜勤職員配置加算(II)　18単位

（新設）

（新設）

8～15　（略）

ハ　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

ニ　在宅中重度者受入加算

注　指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ　看護体制加算(I)を算定している場合（看護体制加算(II)を算定していない場合に限る。）　421単位

ロ　看護体制加算(II)を算定している場合（看護体制加算(I)を算定していない場合に限る。）　417単位

ハ　看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合　413単位

ニ　看護体制加算を算定していない場合　425単位

（新設）

ホ　（略）

ヘ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数